



平成 27 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社アイ・アールジャパンホールディングス  
代 表 者 名 代表取締役社長・CEO 寺 下 史 郎  
(コード番号：6035)  
問 合 せ 先 経 営 企 画 室 長 浜 崎 義 樹  
( TEL. 03-3519-6750 )

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本年 5 月 22 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を本年 6 月 24 日開催予定の第 1 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

当社では従来から、経営の健全性・効率性及び透明性の確保を目的に、社外役員による経営への牽制機能の強化をはじめ着実にコーポレート・ガバナンス体制の強化を図ってまいりましたが、今般、取締役会の監督機能をより一層強化するとともに、監督と業務執行を分離し迅速な意思決定を行うため、社外取締役が過半数を占める「監査等委員会」を有し、取締役会の業務執行権限の相当な部分を取締役に委任することのできる監査等委員会設置会社に移行することとしました。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

また、取締役がその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、取締役会決議による取締役の責任免除に関する規定を新設するほか、本年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても責任限定契約を締結できるよう規定の一部変更を行います。

#### 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)	平成 27 年 6 月 24 日 (水)
定款変更の効力発生日 (予定)	平成 27 年 6 月 24 日 (水)

(下線部は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は7名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>(新設)</p> <p>第19条 (条文省略)</p> <p><u>②</u> (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は7名以内とする。</p> <p><u>② 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、3名とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 <u>当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>②</u> (現行どおり)</p> <p><u>③</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代</p>

② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

③ 取締役会は、その決議によって取締役の中から最高経営責任者（CEO）、最高業務執行責任者（COO）、最高財務責任者（CFO）各1名を定めることができる。

（取締役会の招集通知）

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

（新設）

第24条～第25条（条文省略）

（報酬等）

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第27条 当会社は、社外取締役との間で、その取締役の会社法第423条第1項の行為に関する責任につき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

（新設）

表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

③ 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から最高経営責任者（CEO）、最高業務執行責任者（COO）、最高財務責任者（CFO）各1名を定めることができる。

（取締役会の招集通知）

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

（重要な業務執行の委任）

第24条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第25条～第26条（現行どおり）

（報酬等）

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除

<p style="text-align: center;">第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>(監査役の員数)</u> 第28条 当社の監査役は4名以内とする。</p> <p><u>(監査役の選任)</u> 第29条 当社の監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>(監査役の任期)</u> 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>(常勤の監査役)</u> 第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>(監査役会規程)</u></p>	<p>く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p><u>(監査等委員会の権限)</u> 第29条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p>
--	---

<p>第33条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会</u>規程による。</u></p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p>第34条 <u>監査役</u>の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>(監査役</u>の責任免除)</p> <p>第35条 当社は、<u>社外監査役との間で、その監査役の会社法第423条第1項の行為に関する責任につき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u></p> <p>第36条～第40条 (条文省略)</p>	<p>第31条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会</u>規程による。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第32条～第36条 (現行どおり)</p>
--	---

以上